

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	安来市

安来市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林水産部農林振興課
所在地	安来市伯太町東母里580番地
電話番号	0854-23-3335
FAX番号	0854-23-3382
メールアドレス	shinkou@city.yasugi.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ヌートリア③タヌキ④キツネ⑤アナグマ ⑥ニホンザル⑦カラス⑧カワウ⑨ウソ⑩サギ類⑪ニホンジカ
計画期間	令和5年度～7年度
対象地域	島根県安来市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稻、野菜、果樹	645.8万円 11.86ha
②ヌートリア	水稻、野菜、果樹	1.1万円 0.03ha
③タヌキ	野菜、果樹	0.1万円 0.01ha
④キツネ	鳥(養鶏)	— — ha
⑤アナグマ	野菜、果樹	14.9万円 0.11ha
⑥ニホンザル	野菜、果樹	— — ha
⑦カラス	野菜、果樹	68.8万円 0.5ha
⑧カワウ	魚(アユ・ドジョウ等)	— — ha
⑨ウソ	花木	— — ha
⑩サギ類	水稻、魚(アユ・ドジョウ等)	— — ha
⑪ニホンジカ	果樹、造林木	— — ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>被害のほとんどを占めるイノシシについては、被害量は減少している状況にあるが、出没数は依然多く被害地域の拡大も見られる。大半の被害は、従来から被害の多い中山間地域からとなっているが、平野部での被害が増加傾向となっている。</p> <p>ヌートリアは、中海及び飯梨川、伯太川水系の下～中流域を中心に水稻・野菜の被害が発生しており、近年は上流域に被害・生息とも拡大傾向にある。</p> <p>タヌキ、アナグマは中山間地での農作物被害だけでなく、平野部での住宅侵入が増えており、生活環境に係る被害の拡大が懸念される。</p> <p>ニホンザルは市街地、住宅地での目撃情報が年に数件あり、生息範囲の拡大に注意が必要である。</p> <p>鳥害については、サギ類の被害は減少傾向にあるが、カラスによる果樹、野菜への被害が拡大傾向にある。</p> <p>ニホンジカについて被害報告は無いものの、年間数件の出没情報があり、今後山林、特に造林木等への被害が懸念される。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	730.7万円	650万円
被害面積	12.51ha	11.26ha（目標：現状値*90%）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①安来市猟友会への捕獲委託、イノシシ捕獲に対する補助により捕獲活動を支援 ②安来市鳥獣被害防止対策協議会による捕獲機材の整備	①猟友会駆除班の高齢化、担い手不足 ②機材の管理、更新の費用確保
防護柵の設置等に関する取組	市による防護柵の購入費用に対する補助	効果的な設置を行うための広域的な取り組みの推進
生息環境管理その他の取組	被害防止技術に関する知識の普及 研修会において、生息環境を変えるための緩衝帯や未収穫作物の撤去などを学習	鳥獣の習性を踏まえた被害防止技術の普及 繁茂木竹の除去や農地での残滓撤去の推進

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。

被害防止のため、集落を単位とした総合的な対策を基本とし、被害対策が指導できるリーダーを育成し捕獲対策、被害防止対策を実施するよう努める。

○捕獲対策

新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図り、効果的に捕獲対応できる体制の整備を図る。

○防除対策

被害多発集落においては、侵入防止柵の設置を積極的に推進する。なお設置にあたっては広域的、組織的な体制の確立を目指し、集落において侵入防止柵等の適切な管理を行うとともに、鳥獣を集落に近づけないための里地・里山の整備・管理を行うよう周知を図る。

○生息環境管理

未収穫農作物の放置など環境整備に努めるよう周知を行い、また、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施する。

鳥獣を集落に近づけないため放置果樹の除去を行うよう周知を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

安来市猟友会駆除班により対象鳥獣の捕獲を行う。また、地域の協力を得ながら設置檻の見回りを強化するなど効率的な捕獲に努める。併せて安来市鳥獣被害対策実施隊により、人命等に危険が及ぶおそれのある時に緊急対応できる体制を継続する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	イノシシ ヌートリア タヌキ キツネ アナグマ ニホンザル ニホンジカ	安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に捕獲機材の導入を進め捕獲の効率化を図るとともに新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。
5～7年度	カラス カワウ ウソ サギ類	安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産物への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画数とする。 特に被害が拡大しているイノシシ、ヌートリアは積極的な捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
キツネ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
カラス	150羽	150羽	150羽
カワウ	10羽	10羽	10羽
ウソ	10羽	10羽	10羽
サギ類	15羽	15羽	15羽
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、安来市猟友会駆除班により、非狩猟期を中心に効果的・効率的な捕獲に努める。なお、被害の増加している地域では狩猟期にも積極的な捕獲を行う。</p> <p>ニホンザルについては、花火等による追い払いを中心とするが、住宅地等の出没により人的被害が懸念される場合はネット等による捕獲を行う。</p> <p>タヌキ・キツネ・ヌートリア・アナグマ・ニホンジカについては、箱わな等のわなを中心に捕獲を行う。</p> <p>鳥類については、被害防止のため大型箱わな等の整備を進めると共に、必要に応じて銃器による捕獲も行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 5 km	ワイヤーメッシュ 5 km	ワイヤーメッシュ 5 km
	トタン 1 km	トタン 1 km	トタン 1 km

※個人、営農団体等に対して購入費用の補助を行うことで整備を進める

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	効果的な設置方法や維持管理について、研修会等の方法により、適切な指導を行う。	効果的な設置方法や維持管理について、研修会等の方法により、適切な指導を行う。	効果的な設置方法や維持管理について、研修会等の方法により、適切な指導を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	全般	草刈り等の環境整備や放置果樹等の除去等について必要性の啓発を行い、集落単位・営農組織単位での取り組みの喚起を行う。 鳥類に対しては防護網や爆音機等の設置を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

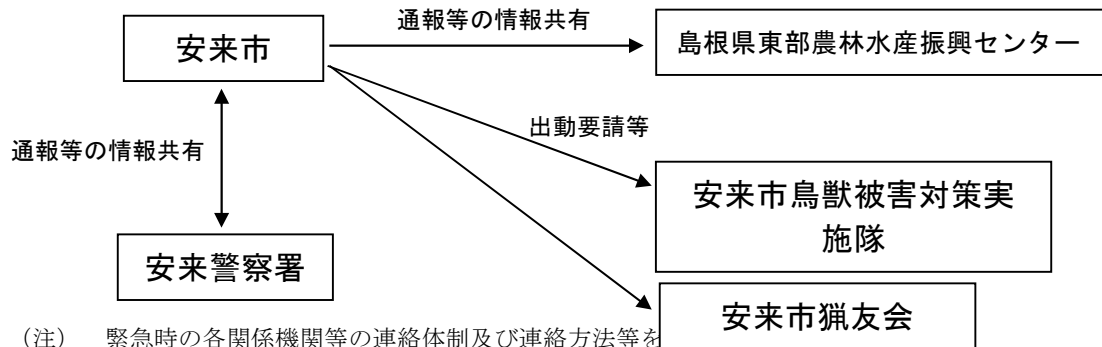
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安来市	関係機関との連絡調整 学校等への周知、有線放送等による住民周知
島根県東部農林水産振興センター	有害鳥獣の防除・捕獲体制に関する助言
安来警察署	現場での広報、避難誘導
安来市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
安来市猟友会	対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等を

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋葬処理等を行うこととするが、イノシシに関しては有効利用を図る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	既存の加工施設を活用して、捕獲個体の積極的な利用を進めるとともに、関係機関と連携して販路拡大に努める。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

既存の加工施設を活用して、捕獲個体の積極的な利用を進めるとともに、関係機関と連携して販路拡大に努める。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

イノシシ肉等の食品利用を推進する人材育成のため、食肉加工グループの研修会等への参加を促す。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安来市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
安来市	事務局の運営、関係機関との連絡調整
安来市猟友会	有害鳥獣の捕獲体制に関する助言
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の提供及び助言
島根県農業共済組合東部支所	被害情報の提供及び助言
島根県農業協同組合やすぎ地区本部	営農活動における被害状況の把握と確認
安来農林振興協議会	営農活動における被害状況の把握と確認
島根森林管理署	情報提供及び助言
安来市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲に関する助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター	有害鳥獣対策に係る情報提供、助言及び支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟銃所持許可を受けた者30名以内で構成し、鳥獣の捕獲、保護、防護柵の設置その他の鳥獣被害防止施策を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

安来市鳥獣被害防止対策協議会を中心に狩猟免許取得者を増やすための支援を行い、担い手確保と体制強化に努め、地域ぐるみの取り組みを推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策実施隊の体制強化と担い手確保のため、特に銃の狩猟免許取得の促進及び技術向上に努める。

イノシシ肉等の食品利用を推進する人材育成のため、食肉加工グループの研修会等への参加を促す。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。